

業務特記仕様書

1 総則

本業務の実施にあたっては、鳥取県土木工事共通仕様書によるもののほか、本特記仕様書によるものとする。

2 業務内容

(1) 業務概要

- ・業務名：弓ヶ浜サイクリングコース（皆生工区、夢みなと工区）及び日野川周回サイクリングルート維持管理作業業務
- ・業務場所：米子市夜見町～皆生新田三丁目、境港市高松町・新屋町～竹内団地、米子市観音寺～伯耆町大殿、伯耆町大殿～日吉津村富吉

3 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 一般事項

- (1) 一般交通等に支障のないように十分注意するとともに、交通の安全対策を講じること。
- (2) 業務実施前に現地状況を十分に把握し、施工計画を立てること。
- (3) 作業実施計画表及び作業週報を提出すること。様式については監督員等と協議して定める。
- (4) 発注者（監督員等）と常に意思疎通を図り、疑問点及び設計図書と現地状況の不整合等については、十分な連絡打ち合わせにより、手戻りの生じないようにすること。

5 作業の打合せ・指示

- (1) 毎月1回程度、監督員等と打合せを行うこと。なお、日程は協議により決定するものとする。
- (2) 作業（巡回、緊急業務時を除く）については、監督員等が、打合せ簿等（以下、「指示票」という。）によりメール又はファクシミリで指示するものとする。なお、緊急処置が必要となった場合は、受注者の責任において実施し、速やかに報告すること。

6 作業

作業に当たっては、鳥取県県土整備部制定「鳥取県土木工事共通仕様書」ならびに鳥取県県土整備部制定「土木工事施工管理基準」に基づき実施しなければならない。作業頻度については、別表1、2、3の通りとする。なお、作業内容及び作業頻度については別途個別に協議を行い、実施するものとする。

【作業時期】

作業については平日昼間に実施することとし、休日及び夜間は除く。
(休日とは、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を含むものとする)

【連絡体制】

監督員等と常時連絡が出来るようにしなければならない。

【その他】

この仕様書に定めのない事項については、監督員等と協議して定める。

7 苦情等の報告

作業中、沿道住民等から苦情及び意見等があった場合は、丁寧に対応し、直ちに監督員等に報告しなければならない。

8 成果物の提出

- (1) 維持管理作業業務が終了したときは、成果物（報告書1部）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 成果物において使用する軽量単位は、国際単位系（S I）とする。

別表 1 弓ヶ浜サイクリングコース（皆生工区）維持管理作業業務

1 通常業務

作業の種類	作業の方法	作業頻度・作業規模
通常巡回	・ 区間全線にわたり、路面、附属設備等に損傷がないか徒歩又は自転車等によって確認する。	月 2 回
路面清掃	・ 路面上の飛砂、石、落ち葉等を取り除く。 ・ 積雪時は行わない。 ・ 施設上あるいはその付近に、景観を著しく損なうゴミ等を発見した場合、監督員に報告し、指示を受けて回収処分を行う。	月 1 回程度
除草	・ サイクリングコースの走行に支障をきたす雑草を除去する。	年 3 回程度を予定 ・ 時期については個別に指示
剪定・枝打ち	・ 保安林内のサイクリングコースの走行に支障をきたす枝を剪定、枝打ちする。	要対策時 ・ 時期については個別に指示、樹木に応じた適切な対応をすること
伐倒工	・ 保安林内のサイクリングコース走行に支障をきたす樹木を伐倒する。	要対策時
安全施設設置工	・ 転落防止柵、カーブミラー、反射テープ、車止め、路面標示等の設置。	要対策時
アスファルト舗装工	・ サイクリングコース走行に支障をきたす箇所の修繕・再舗装をする。	要対策時
その他	・ その他、サイクリングコース維持管理上必要な業務。	要対策時

2 緊急業務

作業の種類	作業の方法	作業頻度
緊急巡回	・ 該当地域に暴風、波浪警報が発令された場合、解除後に区間全線の巡視を行い、路面、附属設備等に損傷がないか徒歩又は自転車等によって確認する。	月 1 回程度を想定（警報解除後 3 日以内に実施すること）
応急処理	・ 土砂の流入流出、路面の陥没等、サイクリングコース施設供用を妨げる損傷が発見された場合に応急処理を行う。	要対策時

別表 2 弓ヶ浜サイクリングコース（夢みなと工区）維持管理作業業務

1 通常業務

作業の種類	作業の方法	作業頻度
通常巡回	・ 区間全線にわたり、路面、附属設備等に損傷がないか徒歩又は自転車等によって確認する。	6 か月に 1 回
路面清掃	・ 路面上の飛砂、石、落ち葉等を取り除く。 ・ 積雪時は行わない。 ・ 施設上あるいはその付近に、景観を著しく損なうゴミ等を発見した場合、監督員に報告し、指示を受けて回収処分を行う。	年 1 回

除草	・サイクリングコースの走行に支障をきたす雑草を除去する。	年1回程度を想定
安全施設設置工	・転落防止柵、カーブミラー、反射テープ、車止め、路面標示等の設置。	要対策時
その他	・その他、サイクリングコース維持管理上必要な業務。	要対策時

2 緊急業務

作業の種類	作業の方法	作業頻度
緊急巡回	・該当地域に暴風警報が発令された場合、解除後に区間全線の巡視を行い、路面、附属設備等に損傷がないか徒歩又は自転車等によって確認する	年1回程度を想定
応急処理	・土砂の流入流出、路面の陥没等、サイクリングコース施設供用を妨げる損傷が発見された場合に応急処理を行う。	要対策時

別表 3 日野川周回サイクリングコース維持管理作業業務

1 通常業務

作業の種類	作業の方法	作業頻度
通常巡回	・区間全線にわたり、路面、附属設備等に損傷がないか徒歩又は自転車等によって確認する。	3か月に1回
路面清掃	・路面上の飛砂、石、落ち葉等を取り除く。 ・積雪時は行わない。 ・施設上あるいはその付近に、景観を著しく損なうゴミ等が発見した場合、監督員に報告し、指示を受けて回収処分を行う。	年1回
除草	・サイクリングコースの走行に支障をきたす雑草を除去する。	年1回程度を想定
安全施設設置工	・転落防止柵、カーブミラー、反射テープ、車止め、路面標示等の設置。	要対策時
その他	・その他、サイクリングコース維持管理上必要な業務。	要対策時

2 緊急業務

作業の種類	作業の方法	作業頻度
緊急巡回	・日野川の水位が上昇し、高水敷が水没した場合、水位が低下した後高水敷区間の巡視を行い、路面、附属設備等に損傷がないか徒歩又は自転車等によって確認する。	年1回程度（水位低下後3日以内に実施すること）
応急処理	・土砂の流入流出、路面の陥没等、サイクリングコース施設供用を妨げる損傷が発見された場合に応急処理を行う。	要対策時